# 仕　様　書

1　件名　　小型保冷庫及び研究用冷凍庫の購入

2　品名及び数量

（1） 小型保冷庫　１台

（2） 研究用冷凍庫　１台

3　形状その他

（1） 小型保冷庫

アズワン株式会社製　クールインキュベーター　i-CUBE　FCS-280（品番 3-7055-01）　1台

- 庫内容量：２８ Ｌ
- 外形寸法：幅４２０ mm×奥行４１３ mm×高さ４８５ mm
- 内形寸法：幅３２９ mm×奥行２１９ mm×高さ３６９ mm
- 庫内温度を４℃で制御できること。温度調節精度及び温度分布は，それぞれ±１℃以内であること。
- 冷却方式：ペルチェ素子方式，自然対流方式，５面冷却
- 施錠機能を備えること。

（2） 研究用冷凍庫

PHC 株式会社製　バイオメディカルフリーザー　MDF-MU339H-PJ　１台

- 内容量：３６９ Ｌ
- 外形寸法：幅６１６ mm×奥行７７０ mm×高さ１８０２ mm
- 内形寸法：幅４７２ mm×奥行６１４ mm×高さ１２６２ mm
- 冷却性能：温度制御範囲－３０℃から－２０℃，庫内中央到達温度－３０℃
- 冷却方式：自然対流式，インバーター制御，ノンフロン冷媒
- 電源：単相１００ V，５０ Hz／６０ Hz，定格消費電力１００ W
- 高温・低温警報，停電警報，自己診断機能，遠隔警報接点，施錠機能及び可変棚を備えること。
- フロン排出抑制法の対象外であること。

ただし，上記機種が製造中止，欠品その他やむを得ない理由により取り扱うことができない場合は，事前に本学の了承を得た上で，後継機種または同等以上の性能を有する製品の納品を認める。

（3） 搬入，設置及び調整

- 本体及び付属品の搬入，開梱，本学担当者が指定する位置への据付，水平調整，既設電源への接続，温度設定，試運転及び動作確認を行うこと。
- 納入機器は，原則として広島市立大学情報科学部棟６３３室に搬入し，室内の具体的な設置位置は，本学担当者の指示に従うこと。
- 各機器の設置位置，搬入経路及び作業手順は，既設機器の配置その他現場の状況を踏まえ，本学担当者と事前に協議のうえ決定すること。
- 搬入及び設置に伴い発生した梱包材等を撤去し，作業場所を清掃すること。
- 作業日時その他作業に必要な事項については，事前に本学担当者と協議のうえ決定する

こと。

（４） 既設機器の引取り

・ 次の既設機器について，搬出，収集運搬及び関係法令に基づく適正な処分を行うこと。
・ SANYO 製メディカルフリーザー　MDF-U536　１台
引取場所は，原則として情報科学部棟別館３０６室とし，実際の引取場所は本学担当者が指定する。
・ 三菱電機製冷凍冷蔵庫　MR-S46DV5-W　１台
引取場所は，原則として情報科学部棟６階とし，実際の引取場所は本学担当者が指定する。
・ 既設機器２台は，原則として同日に同一の収集運搬車両で引き取ること。
・ SANYO 製メディカルフリーザーは，新規研究用冷凍庫の設置，温度安定，内容物の移動その他必要な準備が完了した後に搬出すること。既設機器の引取日時及び作業手順は，本学担当者と事前に協議のうえ決定し，原則として２０２７年２月２６日（金）までに引取りを完了すること。
・ 既設機器の引取り及び処分に際しては，家電リサイクル法，フロン排出抑制法その他適用される関係法令に基づき，フロン回収，収集運搬及び処分を適正に行うこと。
・ 処理完了後，マニフェスト，フロン回収証明書その他法令上必要となる書類の写しを，納入業者を通じて本学担当者へ提出すること。

（５） 見積及び納品に係る条件

・ 見積書の作成にあたっては，合計金額に加え，次の項目ごとに金額を区分して記載すること。
① 小型保冷庫の購入，運搬，設置及び調整に係る費用
② 研究用冷凍庫の購入，運搬，設置及び調整に係る費用
③ 既設機器の引取り，搬出，収集運搬，フロン回収及び処分に係る費用
なお，見積書の合計金額は，上記①から③の合計額とすること。
・ 本仕様書に記載したメーカー及び型式の製品を納入すること。ただし，本学が事前に了承した後継機種または同等以上の性能を有する製品については，この限りでない。
・ 取扱説明書，保証書その他通常付属する書類を納入時に提出すること。

４　納入期限

２０２７年２月２６日（金）までに，新規機器の納入および既設機器の引取りを完了すること。ただし，新規機器は可能な限り早期に納入すること。
納入及び作業は，本学休業日を除く平日日中に行うものとし，納入日時及び作業日程については，事前に本学担当者と協議のうえ決定すること。

５　納入場所

広島市安佐南区大塚東三丁目４番１号　　広島市立大学　情報科学部棟　６３３号室
（TEL　０８２－８３０－１８６９　担当　香田　次郎）

６　検査

納入日に本学職員の検査を受けること。（この際，試操作を行い，正常な動作を確認した後に受領するものとする。）

7　保証期間等

納入機器の保証期間は，各メーカーが定める期間とする。ただし，納入者（又は製造者）の責めに属する不良箇所が生じた場合は，保証期間経過後においても無料で修理又は良品と取替えを行うものとする。

8　その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき，又は本仕様書に定めのない事項については，本学職員と協議のうえ，決定するものとする。